

静岡県告示第121号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年2月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 区域の名称

新聞和田No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
静岡市	葵区	新聞	和田	次に掲げる地番の土地に存する標柱8号から11号、12号から13号までを順次結んだ線、昭和60年静岡県告示第147号で指定した標柱1号と2号、同告示で指定した標柱2号と11号及び8号と13号を結んだ線に囲まれた区域
				684－2 8号
				684－2 9号
				667 10号
				666 11号
				670－9 12号
				676－1 13号